

造山古墳 AR 制作等業務委託 仕様書(案)

1. 業務名

造山古墳 AR 制作等業務委託

2. 業務目的

造山古墳は全国第4位の規模を誇る巨大古墳であり、5世紀初頭の古代吉備の隆盛を現代に伝える貴重な歴史・文化資産である。令和2年度に造山古墳ビジターセンターを開設し、令和5年度には、造山古墳の陪塚の石室公開等により、来訪者が順調に増加していたが、令和6年度に入るとその効果が継続せず、来訪者が減少している。

そこで、造山古墳は5世紀初頭に造られた古墳としては全国最大級であること、石棺には九州・熊本県産の石が使用され、第一号古墳周辺からは朝鮮半島の土器が見つかったことなどから、5世紀初頭の大和(ヤマト)政権内では、吉備が大和と同等の勢力を有し、協力して倭国を治めていたとする「新たな倭国論」※ を提唱し、様々な媒体を通じてその魅力を発信してきた。

さらに認知度向上を図るため、令和7年度には学術的な研究を踏まえ、造山古墳と6基の陪塚をコンピューターグラフィックス(以下「CG」という。)により往時の姿を再現し、造山古墳の威容と古代吉備の強大さを分かりやすく伝える解説動画を制作した。

令和8年度は、当時の造山古墳の威容を現地で体験できるAR技術を活用したコンテンツを新たに制作し、その歴史的価値や魅力を広く発信することで、観光客のさらなる増加及び市民の郷土への愛着や誇りの醸成を図ることを目的とする。

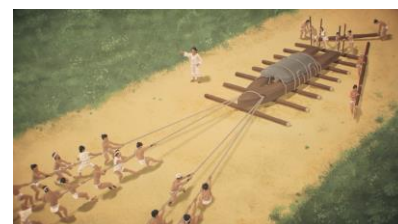
※令和7年度に制作したCG設計書については、契約後委託者から提供する。

※「新たな倭国論」については以下を参考にすること。

岡山市歴史観光 WEB サイト「おかやまレキタビ」URL:<https://rekitabi.jp/>内

新着情報

- ・特別対談 知られざる「古代吉備」の魅力
- ・古代吉備の謎に迫る！「新たな倭国論」とは？！紹介動画公開中
- ・造山古墳 VR 動画「今、解き明かされる古代吉備の繁栄～吉備と大和の二頭政治～」



4. 委託業務の内容

(1)ARを活用した体験型コンテンツ制作及び活用

歴史に詳しくない市民や観光客であっても、現地を巡ることで楽しみながら造山古墳群の魅力を学ぶことができる AR を活用した体験型コンテンツを制作すること。体験型コンテンツは、プラットフォーム上で公開するものとし、現地でスマートフォン等を介し提供されるアプリ(既に個人向けに運用、公開されているアプリを含む。)を活用することとする。また、制作するスマートフォン向け体験型アプリは、令和 8 年 12月頃(契約後半年間の制作を想定)から一般公開するものとする。

ア スポットの整備について

- ・ 体験箇所は造山古墳及び千足古墳等の周辺の陪塚を候補とし、5箇所の設定場所と選定理由を提案すること。最終的な決定は、受託後に専門家の意見を踏まえ決定する。
- ・ 各スポットには解説を施し、解説に用いる素材(CG、アニメーション、図解等)は必要に応じて受託者が作成すること。
- ・ 素材の作成にあたっては、委託者が提供する図面等を使用することとし、それ以外を使用する場合は、受託者の責任において収集し、委託者の確認を受けること。

イ コンテンツの演出・機能

- ・ 現地への来訪者に対して、当時の造山古墳の威容や古代吉備の強大さを分かりやすく、かつ興味深く体験できるコンテンツ内容を提案すること。
- ・ 歴史や考古学に詳しくない来訪者であっても、当時の様子や人々の営みが理解できる演出を提案すること。
- ・ 位置情報(GPS)や AR 技術等を活用し、文字や画像のみでは伝わらない造山古墳の魅力を体験できるコンテンツにすること。

ウ アクセシビリティ

- ・ 聴覚の不自由な方への配慮や外国人観光客対応を考慮し、日本語と英語の併記を行うこと。
- ・ スマートフォン向けアプリのダウンロード、及び起動動線(二次元コード、マーカー等)を案内する現地施策案を提案すること。設置場所や方法については、委託者及び関係各所と協議の上決定すること。

エ システム運用・配信環境

- ・ アプリは iOS 及び Android に対応し、App Store、Google Play から一般利用者が無料でダウンロードできる状態にすること。
- ・ 本事業によるコンテンツ搭載・公開にかかる登録費用は委託料に含めること。

- ・ アプリの運用サーバ及びデータは、委託期間内は受託者の責任により管理すること。また、期間中の OS アップデート等に対しても、プラットフォーム管理者として適切に対応し、動作を保証すること。

オ 周遊促進施策の実施

- ・ スマートフォン向けアプリを活用し、ターゲット層である地元市民及び観光客に対して、周遊を促進する企画を提案すること。
- ・ 企画の実施開始時期は体験型コンテンツの一般公開時期に合わせ、令和 8 年 12 月頃(契約後半年間の制作を想定)とする。
- ・ 周遊エリアはアで設定したスポットを基準とし、造山古墳だけでなく周辺の陪塚も含めた範囲内において回遊性を高めること。
- ・ 令和 8 年 12 月頃から実施可能な施策とし、有人対応を前提とせず、来訪者がいつ訪れても自由に楽しめる自律的な運用が可能な企画とすること。

(2) 広報・プロモーション

造山古墳ビジターセンターへの来訪者増加を図るため、令和 7 年度に制作した「VR 動画」及び「ダイジェスト動画」を、Web や現地(造山古墳ビジターセンター等)において効果的に活用するとともに、(1)のスマートフォン向けアプリによる体験型コンテンツをプロモーションすること。

ア 集客・誘客施策

- ・ 現地 への来訪意欲を喚起する話題性のある PR 施策を提案すること。
- ・ アプリの体験会や関連企画を提案すること。
- ・ 観光案内所等で配布するリーフレット等を制作すること。

イ 進捗状況等継続的な発信

- ・ 本事業の進捗を継続的にPRし、完成に向けて盛り上げること。進捗状況については、岡山市歴史観光 WEB サイト「おかやまレキタビ」等への掲載を想定とする。
岡山市歴史観光 WEB サイト「おかやまレキタビ」 <https://rekitabi.jp/>

5. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務責任者届
- (3) 事業実施計画書(6. 納入成果物参照)
- (4) 下請負通知書(本業務の一部を再委任する場合に限る)

6. 納入成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

成果物	内 容	納入時期
事業実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの	業務着手前
設計書	仕様書等の要求事項を実現するために、事業に要求される内容を整理しまとめたもの。学識経験者等の監修を受けるためのCG原案を含むものとする。	着手後すみやかに
AR 絵コンテ	ARイメージ、テロップなど。原案段階のもので可。	AR 制作前
CG 設計書	学識経験者等の意見も踏まえて、設計を行った設計書	納品時
その他	事業実施に当たり、委託者と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。	適時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの(紙面及びPDFデータにて提供すること)	検収時

当該業務で制作した成果物のデータは、提出前に必ずウイルス対策ソフトにより検査すること。また、成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

7. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」とする)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む)を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から

- 権利を承継した者に対し著作権人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材(映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等)を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
 - (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

10. その他

- (1) 受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な連携を図り、業務を進めること。委託者から業務の進捗状況を把握するために資料(制作中のCG画像等)を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、制作にあたり、委託者が指定する学識経験者等から指導を受けるものとし、学識経験者等と適宜協議の上、業務を進めること。
- (4) 受託者は、造山古墳及び造山古墳の関連施設において調査・作業等を実施する場合は、作業日程及び作業時間について事前に委託者に連絡すること。
- (5) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (6) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続きが必要な場合は、原則として受託者が代行して行い、それに必要な手数料等経費については、見積額及び契約額に含めること。
- (7) 受託者は、成果物の瑕疵について速やかに対応し、納品後 1 年間は無償で対応するもの

とする。その他の事由で修正等が生じた場合の対応については、委託者との間で協議するものとする。

- (8)本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (9)本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (10)受託者は、本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (11)本業務について会計実地検査が行われる場合には、受託者は協力すること。
- (12)受託者は、本業務に係る各種の証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (13)受託者は、業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、本仕様書に定めのない事項または不明な点がある場合は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。